

処分細則

1.(総 則)

本細則は、大分県サッカーリーグにおける違反の処分について規定する。

2.(運営細則違反に関すること)

- 2-1 参加費を指定期日までに納入しない場合、即除名する。また、登録選手全員に対し、次年度の本リーグ参加を認めない。
- 2-2 社会人主催行事およびリーグ運営に協力しないチームは次年本リーグより除名する。また、登録選手全員に対し、次年度の本リーグ参加を認めない。
- 2-3 県リーグ実施委員を登録しないチームは、加盟を認めない。
- 2-4 選手登録を4月末日までに行わないチームの参加を認めない。
- 2-5 登録違反が確認された場合、確認日以前の試合は全て不戦敗(0-5での敗戦。1試合につき勝ち点マイナス6)の扱いとする。当該選手は次年度終了まで本リーグ参加停止とする。
- 2-6 ユニフォーム正副2着を登録しないチームは加盟を認めない。
- 2-7 割当ての審判員を派遣しなかったチームは審判員1名につき罰金15,000円を徴収する。(諸事情により割当て審判にチーム帯同審判員が派遣できない場合は自チームにて審判派遣を調整すること。尚、割当て審判当日にパート幹事、県リーグ運営委員会に調整を依頼した場合も罰金対象とする。)
- 2-8 猶予期間に審判員を取得できないチームは次年度本リーグ参加を認めない。
(この場合の審判資格とは審判委員会から承認を得ることで、日本協会が規定する各級の有資格と区別して管理する)
- 2-9 審判証の未提示、また、顔写真未貼付、審判ユニフォーム、ワッペンを着用しないチームは、不備のある審判員1名につき罰金5,000円を徴収する。無資格者審判も同様とする。(但し第4の審判の審判ユニフォーム、ワッペン未着用は除く)
※第4の審判の有資格者化及び審判ユニフォーム、ワッペン着用については2010年度の1年間は猶予を与える
- 2-10 会場担当は、違反状況を報告すること。報告無き場合や、着用違反を見逃した場合、また試合運営全般の不備、試合結果報告書等提出物に不備がある場合は、罰金5,000円を徴収する。
- 2-11 無資格審判で試合対応する場合は、該当チームに確認了承後試合を行うことができるが無資格者のチームに対して、勝ち点をマイナス3点/人とする。
・1部の副審は3級2名の審判員で行うこと。
(4級審判の場合は勝ち点をマイナス2点する。)
・2部の副審1名は必ず3級以上と1名は4級以上の審判員で行うこと。
(4級2名の場合は勝ち点をマイナス2点する。)
・第4の審判は有資格者の審判員で行うこと。
(無資格者の場合は勝ち点をマイナス1点する)
※第4の審判の有資格者化については2010年度の1年間は猶予を与える

- 2-12 審判講習会の講義に参加しないチームは次年度リーグ参加を認めない。
- 2-13 正当な理由なくして試合を放棄したチームは本リーグより除名し、登録選手全員に対し、次年度の本リーグ参加を認めない。
- 2-14 不戦敗を申しでたチームは、勝ち点をマイナス6点とする。
- 2-15 不戦敗3試合で次年度のリーグ参加停止とし、登録選手全員に対し、次年度の本リーグ参加を認めない。
- 2-16 選手証に顔写真が貼られていない選手は試合に出場できない。また、出場選手全員の選手証の携帯を怠ったチームは不戦敗とし、勝ち点をマイナス6点とする。(該当チーム確認了承後、不戦敗の上で試合を行うことは可能とする)
- 2-17 正当な理由なくして九州各県リーグ決勝大会を放棄した場合は、当該チームを本リーグより除名し、登録選手全員に対し、次年度の本リーグ参加を認めない。
- 2-18 正当な理由なくして順位決定戦を放棄した場合は、当該チームを本リーグより除名、登録選手全員に対し、次年度の本リーグ参加を認めない。
- 2-19 会場設営の義務を怠ったチームは次年度本リーグ参加を認めない。また、登録選手全員に対し、次年度の本リーグ参加を認めない。
- 2-20 会場整備、後片付けを怠ったチームは次年度本リーグ参加を認めない。また、登録選手全員に対し、次年度の本リーグ参加を認めない。

3.(警告・退場に関すること)

- 3-1 退場を命じられた選手は、次の試合への出場を自動的に停止し、以降の処置は、下記を基準として規律委員会で裁定する。但し、日本サッカー協会の規定変更がなされた場合、処分の重い方を適応する。
 - 1) 1試合2回の警告によるものは原則として1試合。
 - 2) ピッチ内における反則行為によるものは最低1試合。
 - 3) 選手に対する暴力行為は最低3試合。
 - 4) 審判に対する攻撃的・侮辱的行為によるものは最低2試合。
 - 5) 1) の場合を除く退場が2回となった選手は最低4試合。
- 3-2 警告累積が、3回となった選手は次の1試合への出場を自動的に停止し、同一年度内で警告累積による出場停止が2回となった選手は、最低2試合の出場停止とする。
- 3-3 退場・警告累積による出場停止処分は、年度を越えて執行とする。
- 3-4 退場・警告の累積は次年度へ持ち越さない。
- 3-5 社会人選手権大分県大会の処分は本リーグに継承される。また、本リーグの出場停止処分は、次年度の同大会に継承される。
- 3-6 年度を通じて所属リーグで特に警告・退場が多いと県リーグ運営委員会から判断されたチームからは、代表者名で反省文を求め戒める。

4.(礼儀に関すること)

- 4-1 選手及びチーム関係者は、役員・審判・県リーグ運営委員・会場担当には敬意を表して接すること。
これらの人々への暴言は、最低2試合の出場停止。同行為をしたチーム関係者も最低2試合のベンチ入り禁止とする。
また、暴行をはたらいた場合には、最低1年間の出場停止(ベンチ入り禁止)とし、特に悪質な場合は本リーグ除名もあり得る。
- 4-2 試合場、および試合場付近では社会人である自覚をもち、あらゆる面で模範となる言動に努めること。行動が本リーグ会員として相応しないと県リーグ運営委員会および社会人委員会にて判断された場合は、そのチームを本リーグより除名する。
また、登録選手全員に対し、次年度の本リーグ参加を認めない。

5.(参加人数に関すること)

- 5-1 試合は常時11名で行うことが常識であり、11名未満で2試合以上行ったチームについては県リーグ運営委員会の過半数が処分を要求した場合、当該チームを自動降格とする。
- 5-2 次年度もその状態が改善されぬ場合は、本リーグより除名する。試合参加人数で不正が発覚した場合は、当該チームの次年度参加停止する。また、登録選手全員に対し、次年度の本リーグ参加を認めない。

6.(服装に関すること)

- 6-1 主審が見て背番号を確認できない選手は試合参加させない。
- 6-2 ゴールキーパーを除く選手の服装の色は統一されていること。異なった服装を着用した選手は試合参加させない。
- 6-3 パンツ、ソックスについてもデザインやラインが極端に異なる場合は同色であっても試合参加させない。
- 6-4 サイドポケットやファスナーの付いたシャツ、パンツを着用した選手は参加させない。
- 6-5 脛当て(シンガード)を装着していない選手は試合参加させない。
- 6-6 対戦チームのユニフォームが同色である場合は、試合前にチーム代表者同士、話し合いで決定するか、決まらない場合は審判指導のもとコイントスで決定する。この場合、副を持参していないチームの不戦敗として処理するとともに罰金(5,000円)を徴収する。

7.(附 則)

- 7-1 本細則に定める罰金は事務局から送付される振込書による入金とする。振り込み手数料はチーム負担とする。
- 7-2 罰金については県リーグ運営費として活用する。
- 7-3 本細則で運営上不都合が生じた場合は県リーグ運営委員会で改廃を決定する。
- 7-4 本細則は2010年4月1日より施行する。